

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：所定外労働時間の削減のための措置の実施

<対策>

- 令和 7 年 7 月より勤怠管理システムを導入し、勤怠管理の利便性を図る。
- より適正な労働時間の把握を勤怠管理システムの導入で実現し、所定外労働時間の削減の啓発を行う。

目標 2：有給休暇取得の促進

<対策>

- 年次有給休暇の正確な取得状況を個人と所属長各々が常に把握できるようにする。
- 取得低調者に対する働きかけを実施する。